

# 路面清掃車仕様書

京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課  
(担当麻生、神農 電話 075-222-3964)

## 総則

- (1) 本契約は車台、架装の一括契約とする。
- (2) 契約希望者は、本仕様書内容を十分に確認、理解すること。契約後の異議申立ては認めない。
- (3) 車両の製作に当たっては、本市の整備作業が容易、簡便、確実、安全に行えるものであること。
- (4) 道路運送車両法の保安基準に適合したものであること。
- (5) 京都市公用車購入等に係る車種選定要綱に適合した車種であること。

第1条 この仕様書は、次に示す車種に適用する。

- (1) 年式  
令和8年以降
- (2) 車種  
4輪路面清掃車
- (3) 主要機種  
ア 諸元  
    (ア) 全長  
        5,600mm 以下  
    (イ) 全幅  
        2,000mm 以下  
    (ウ) 全高  
        2,700mm 以下  
    (エ) 最大積載質量  
        1,700kg 以上  
    (オ) 乗車定員  
        2名又は3名

(カ) タイヤ

オールシーズンタイヤ

イ 性能

(ア) 最高清掃速度

15km/h 以上

(イ) 清掃幅

両側 2,300mm 以上

(ウ) 最小回転半径

6,000mm 以下

(エ) ホッパ容量

3 m<sup>3</sup>以上

(オ) ダンプ形式

リアダンプ

(カ) 最大ダンプ角度

40 度以上

(キ) 水タンク

600 リットル以上

ウ 収集機能

(ア) 吸込フード形式

真空還流式

(イ) 最大風量

180 m<sup>3</sup>/min 以上

エ シャシ

(ア) 車種

いすゞ自動車 エルフ 2RG-NMR88M または同等品

同等品とは、本仕様書に示すすべての寸法、性能及び機能要件を満たすものとする。

(イ) 形式

3 t 車級トラックシャシ

(ウ) 燃料タンク

70 リットル以上

(エ) 排ガス性能

納入時点において適用される排出ガス規制に適合すること

(オ) 燃費

8km/L 以上（燃費はシャシメーカー公表値とする。）

オ 照明装置

照明装置は以下の状態を指し示す装置を取り付けること。

- (ア) 黄色回転灯
- (イ) 作業灯
- (ウ) 荷重警報
- (エ) 水温警報
- (オ) 油圧警報
- (カ) チャージ
- (キ) ウォーニング
- (ク) パイロット（掃寄ブラシ 格納確認用）

カ その他

- (ア) バックホーンの取付け。（音声による後退、左折）
- (イ) 後方確認用のミラー及びカメラ
- (ウ) 吸泥装置
- (エ) ドライブレコーダー（前方を常時録画できるもの）

第2条 改造部分は次のとおりとする。（詳細は別途指示）

- (1) ホッパ内はステンレス張りとする。
- (2) 両側ブラシとする。
- (3) ブラシはナイロン製とする。

第3条 検査及び登録

- (1) 契約者は、京都市が行う中間検査及び完成検査を受けなければならない。
- (2) 検査の実施場所は、中間検査を契約業者製作工場とし、完成検査を京都市指定の場所とする。
- (3) 自動車新規登録等納入に関する諸手続き及びそれに係る諸経費の負担については、契約業者が行うものとする。

第4条 自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、任意保険料及びリサイクル料金については、京都市が負担するものとする。

第5条 契約業者は、車両納入前後に次の書類、図面等を京都市に提出しなければならない。

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| (1) 車台全体図              | 各 3 部 |
| (2) 新規検査・登録関係書類        | 各 3 部 |
| (3) 車検証、自賠責写し、リサイクル券写し | 各 3 部 |

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| (4) 取扱説明書、修理説明書、部品カタログ | 各 3 部 |
| (5) 写真（前後、左右）          | 各 3 部 |

## 第6条 塗装

- (1) 追突防止及び危険防止の虎縞模様を前後バンパーにそれぞれ入れること。
- (2) 標準色又は黄色で 3 回以上、全塗装すること。
- (3) ボディー左右中央に市章及び京都市環境政策局名を黒色で記入すること。
- (4) ボディー後部に市章を黒色で記入すること。

## 第7条 契約業者は、次の付属品工具等を揃えて納車すること。

### (1) 取付付属品

- ア カーエアコン、カーラジオ AM、FM（各純正）取付け。
- イ 消火器（自動車用、ABC 粉末検定品）の取付け。
- ウ サイドバイザー左右取付け。
- エ 発煙筒 2 本取付け。
- オ 輪止め置き取付け。

### (2) 付属品

- ア フロアーマット一式 1 組
- イ スペアタイヤ（オールシーズン用） 1 本
- ウ スペアタイヤ（スタッドレス） 6 本
- エ 輪止め（木又はプラスチック製） 2 個
- オ 停止表示板 1 個
- カ 掃寄ブラシ 1 個
- キ スペアサイドブラシ 一式
- ク 標準工具一式
- ケ 洗車用具一式

（洗車ブラシ、マイクロファイバークロス、ワックス、シャンプー、タオル、バケツ）

## 第8条 納入時の点検整備等

- (1) 納入時には、十分な点検整備を行っておくこと。
- (2) 納車時には、燃料タンク及び水タンクは満量とすること。

## 第9条 納入場所及び納入期限

- (1) 納入場所は、京都市生活環境美化センター
- (2) 納入期限は、令和 10 年 3 月 31 日までのうち、京都市が別途指定する日に行うこと。
- (3) 車台回送費等に要する費用は、契約業者の負担とする。

#### 第10条 保証及び責任

- (1) 納車後 1 年以内に故障（事故及び過失の損傷は除く）が生じた場合は、無償交換（修理）又は改造を行うこと。
- (2) 製作上の欠陥による場合は、1 年以内に限らず使用期間中保証すること。
- (3) 補修用部品は納入後 10 年以上供給できる体制を確保すること。
- (4) 納車後、無償で点検（1 箇月、3 箇月点検等）を実施すること。

#### 第11条 その他

- (1) 契約成立後、契約者は直ちに環境政策局適正処理施設部施設管理課に連絡し、納入時期、架装、塗装等に関する事項の確認を行うこと。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合、又は構造を変更する場合は、京都市の指示に従うこと。